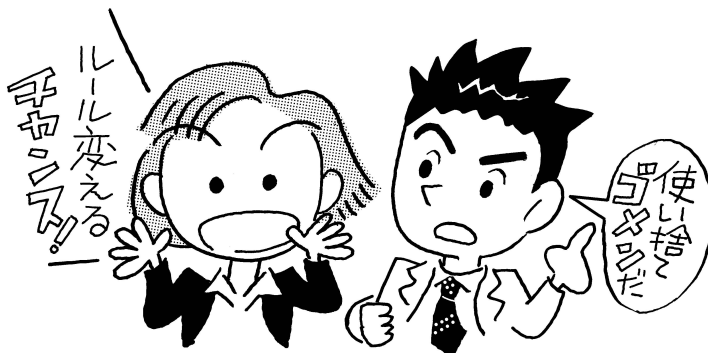


チェンジ  
change

# 人間らしく生き働けるルールの確立を!

— 総選挙はチャンスのひとつ —

国会で派遣法の抜本改正を実現するためには、ひどい労働実態を告発し社会問題化していくとともに、総選挙で働く者の味方になってくれる政党・政治家を選ぶことが重要です。働くルールある社会の実現へ change! が必要です。



## 常用雇用の代替の禁止を

雇用の原則は「直接雇用」です。雇用者責任があいまいになる派遣労働は「臨時的・一時的」なものに限定すべきです。法律に正社員などの常用雇用の代替禁止を明示すべきです。

## 日雇い派遣・スポット派遣禁止を

法案では、30日以内の派遣は原則禁止とされていますが、雇用契約31日の日々派遣は合法です。毎日違う派遣先で違う業務に付き、不慣れな現場で大ケガ。こんな事態を止めるため厳格な業種規制をすべきです。

## 登録型派遣の原則禁止を

登録型派遣は、もっとも不安定な雇用形態です。常用型派遣か、派遣先の直接雇用に移行していくべきです。

### ○違法派遣には「みなし雇用」の適用を

違法派遣があった場合は、「みなし雇用」(派遣先事業所と派遣労働者との間に雇用関係が成立しているとみなす制度)を適用すべきです。

### ○派遣労働者の差別扱いの禁止

派遣先の労働者との均等待遇原則を法案に明記し、差別扱いを禁止すべきです。

### ○マージン率の規制を

労働者に、個々の派遣労働契約の派遣料金を明示し、マージン率の上限を制限することが必要です。

### ○グループ企業派遣を5割以下に

グループ企業内への派遣は、法案では8割も許されていますが、5割以上は規制を行い、派遣先企業のためだけにあるような“もっぱら”派遣会社を規制すべきです。

派遣の性格を変える大改悪

「期間の定めのない派遣労働者」の

・派遣先会社の事前面面接禁止

・勤続3年超の労働者への労働契約申込義務

の撤廃は認められません

派遣労働は一時的なもの、

1999年より前の規定

対象業務に制限  
期間を1年に制限

に!

全労連  
ZENROREN

全国労働組合総連合・労働法制中央連絡会

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F  
TEL 03-5842-5611/FAX 03-5842-5620  
E-mail: webmaster@zenroren.gr.jp  
WEB: http://zenroren.gr.jp

2008.11